

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、東京福祉大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の取扱いに關し必要な事項を定めることにより、もって公的研究費の不正使用を防止し、その適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

- 2 この規則において「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む教員、職員及びその他関連する全ての者をいう。
- 3 この規則において「配分機関」とは、本学に対して公的研究費を配分する文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人をいう。
- 4 この規則において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用行為又は公的研究費の交付にかかる決定の内容及びこれに付された条件に違反した使用行為をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公的研究費について適用する。

- 2 この規則は、文部科学省以外の国の府省等、文部科学省以外の国の府省等が所管する独立行政法人、地方公共団体又は特殊法人から配分される補助金又は研究費等についてその性質に反しない限り、準用する。

(責務と法令等の遵守)

第4条 構成員は、公的研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において、本規則を遵守し、公的研究費の使用に関して公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

- 2 公的研究費の配分を受ける構成員は、研究活動における不正行為を行わない、関与しないことはもとより、真理を探求する研究者としての誇りと使命を自覚し、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性と説明責任を確保しなければならない。
- 3 事務職員は、関係法令、研究の内容や動向、研究に必要な機器・環境等についての知識の習得に努め、公正で効率的な研究遂行を目指した事務を行う立場にあることを認識して事務処理を行うものとする。
- 4 構成員は、公的研究費の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の関係法令及び交付等の際に付された条件を遵守しなければならない。

第2章 責任体系

(最高管理責任者)

第5条 本学に、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 不正防止対策の基本方針を策定し、周知すること
 - (2) 前号に定める事項を実施するために必要な措置を講じること
 - (3) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切に指導すること
 - (4) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めること
 - (5) 最高管理責任者自ら関係部署等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図ること

(統括管理責任者)

第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長及び大学・短大事務局事務局長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 不正防止対策の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、実施すること
 - (2) 前号に定める実施の状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告すること

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 本学の各学部及び各研究科に、各学部又は各研究科における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長及び研究科長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する学部又は研究科における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること
 - (2) 不正防止を図るため、学部又は研究科内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること
 - (3) 自己の管理監督又は指導する学部又は研究科において、定期的に啓発活動を実施すること
 - (4) 自己の管理監督又は指導する学部又は研究科において、構成員が、適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等を点検し、必要に応じて改善を指導すること

(監事)

第7条の2 監事は次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べること
- (2) 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施する点検や内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べること

(職名の公開)

第8条 第5条から前条までの規定で定める職名はこれを公開する。

第3章 構成員の意識向上

(行動規範)

第9条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、構成員に対する行動規範を策定するものとする。

(コンプライアンス教育及び啓発活動)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対して、研修会その他の適当な方法により、コンプライアンス教育を実施するとともに、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

- 2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行わなければならない。
- 3 コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の本学の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置及び本学における不正対策等について説明する。実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、受講者の受講状況及び理解度について把握しなければならない。
- 4 構成員に対するコンプライアンス教育の受講の機会に、構成員に対して誓約書の提出を求めるものとする。
- 5 前項の誓約書は、原則として構成員本人による自書とし、以下の事項を記載するものとする。
 - (1) 本学の規則等を遵守すること
 - (2) 不正を行わないこと
 - (3) 規則等に違反して不正を行ったときは、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

第4章 運営・管理体制

(相談窓口)

第11条 本学における公的研究費の使用に関するルール及び事務手続き等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を大学・短大事務局教務課（以下、「教務課」という。）に置く。

- 2 公的研究費の不正使用に対する取り組みに関する本学の方針は公表するものとする。

(職務分掌)

第12条 配分機関の定めにより研究機関が行うとされる事項に関する業務は、事務職員がこれを行う。

- 2 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に基づき、配分機関への事務手続きは教務課が行い、公的研究費執行にかかる事務処理等は大学・短大事務局総務課（以下、「総務課」という。）が行い、出納管理及び自己点検を大学・短大事務局財務課（以下、「財務課」という。）が行い、監査は法人事務局内部監査室（以下、「内部監査室」という。）が行う。

第13条 補助事業にかかる研究・調査はもとより、配分機関へ提出する応募書類、交付申請書、交付申請書の記載内容の変更に係る書類、実績報告書、自己評価報告書、研究成果報告書等研究内容に係る書類の作成は、研究者が責任をもって行う。

第14条 研究者と事務職員は互いの役割、立場を尊重し、意思疎通を深めて、公的研究費の運営・管理が円滑に行われるものとする。

(執行状況の確認)

第15条 コンプライアンス推進責任者は、隨時、公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認めるときは、構成員に対し、当該理由を確認し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断されたときは、コンプライアンス推進責任者は、繰越制度の活用、配分機関への返還を含めた改善策を構成員に示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第16条 構成員は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(手続)

第17条 公的研究費に物品の購入、製造及び修理にかかる契約に伴う検収業務については、教務課及び総務課が行うものとする。ただし、物品の発注に際して、緊急の必要があり、かつ、1回の発注額が5万円（税込み）を超えないときは、構成員自らが発注することができる。

- 2 前項ただし書に規定する場合において、発注する構成員は、発注先の公平性及び発注金額の適正性の説明責任並びに弁償責任等の責任が帰属する。
- 3 データベース・プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成及び機器の保守点検等の特殊な役務に関する検収については、別に定める。
- 4 資料整理又は実験補助等のために研究協力者の協力を得るとときは、構成員は事前に教務課に届け出るものとし、教務課がその勤務状況を確認しなければならない。

(取引業者との癒着防止)

第18条 公的研究費にかかる取引を行おうとする者は、取引業者にこの規程その他関係規程等を説

明し、これを遵守させるものとする。

- 2 公的研究費にかかる取引を行おうとする者は、取引業者（回数及び金額等からして一定の取引実績のある業者又は特定の物品若しくは技術について独占若しくは寡占状態にある業者に限る。）に対して、公的研究費の適正な使用と管理について次の事項を含む誓約書を提出せらるよう努めなければならない。
- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に慣用しないこと
 - (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること
 - (3) 不正が認められたときは、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があったときは、通報すること
- 3 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な使用、管理又は取引に関与した取引業者があるときには、取引停止等の処分を行うものとする。

第5章 不正行為の防止

(不正防止計画推進部署)

- 第19条 本学に、最高管理責任者の下に公的研究費の不正防止計画を策定し、実施する機関として不正防止計画推進部署を置き、東京福祉大学全学総務委員会に置く倫理・不正防止専門部会（以下、「倫理・不正防止専門部会」という。）をもってこれに充てる。
- 2 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
 - 3 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
 - 4 不正防止計画推進部署は、内部監査室と連携し、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を体系的に整理し評価しなければならない。

(不正行為告発窓口)

- 第20条 倫理・不正防止専門部会に不正行為告発窓口を設置する。

(告発の取扱い)

- 第21条 倫理・不正防止専門部会が、本学内外から不正の疑いの指摘、本人からの申出等（以下、「告発等」という。）を受け付けたときは、最高管理責任者は告発等のあった日から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 2 報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も前項の取扱いをするものとする。

(調査委員会の設置及び調査)

- 第22条 最高管理責任者は調査が必要と判断したときは、遅滞なく調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならず、委員のうち少なくとも1名は、本学に属さない有識者でなければならない。
 - 3 調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について事実の調査をする。

(調査中における一時的執行停止)

第23条 最高管理責任者は、必要と認めるときは、告発等を受けた者に対し、調査対象となつてゐる公的研究費の使用停止を命じることができる。

(認定)

第24条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者に報告する。

(調査結果の公表)

第25条 最高管理責任者は、前条の定めによる報告の結果、不正を認定したときは、不正に関与した者の氏名及び所属、不正の内容並びにその他必要な事項について遅滞なく公表する。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第26条 本学は、調査委員会による調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。

- 2 本学は、告発等のあった日から210日以内に、調査結果、不正発生原因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。やむを得ない理由により、告発のあった日から210日に調査が完了しない場合には、調査の中間報告書を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程において、不正の事実が一部でも確認されたときは、速やかに認定し、配分機関に報告するよう努めなければならない。
- 4 調査の過程において、配分機関の求めがあるときは、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するよう努めなければならない。
- 5 配分機関から当該事案にかかる資料の提出若しくは閲覧又は現地調査の求めがあったときは調査に支障がある等正当な事由が認められる場合を除き、これに応じるものとする。

(監査及び点検)

第27条 内部監査室は、公的研究費の適正かつ効率的な管理・運営を検証するために、公的研究費の監査を毎年実施する。監査は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」により、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施する点検を通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を隨時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上に努めるものとする。
- 3 内部監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するにために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報的提供等を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- 4 内部監査の結果については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、本学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底しなければならない。

- 5 公的研究費の監査については、内部監査室は最高管理責任者の直轄的な組織として位置付けるものとする。
- 6 財務課は公的研究費の管理・運営に関する自己点検を定期的又は臨時に実施する。

(懲戒)

第28条 不正使用した者又は不正使用に関与した者に対して管理監督を適切に行わなかった者につき、懲戒が必要であると認めるときは、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」又は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」を適用し、処分する。

第6章 雜 則

(雑則)

第29条 この規則の実施に関し必要な事項は、「東京福祉大学 公的研究費取扱規程」に定める。

(規則の改廃)

第30条 この規則の改廃については、理事会の議を経て理事長が行う。

(附則)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(附則)

この規則は、令和3年11月26日から施行する。